

情報公開・閲覧規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法法人かしもむら（以下、「当法人」という）が保有する情報の公開および閲覧に関する取り扱いを定め、当法人の公正で透明性のある運営を推進し、適正な情報公開によって理解と信頼を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「情報」とは、法人の組織・職務・業務に関する内容のものであって、職務上作成、取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録等で決裁され保存管理しているものをいう。

2 この規程において「開示」とは第6条から第9条に定めるところにより、情報の開掲示、閲覧、又は視聴あるいは写しの提供を行うことをいう。

(公開又は閲覧に応じる情報)

第3条 法人は次に掲げる情報について、事務所又は法人の機関紙等により一般の閲覧に供するとともに、法人が設けるインターネットホームページにおいて公開を行う。

- (1) 定款
- (2) 認証書の写し、登記事項証明書の写し
- (3) 役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名、住所（居所）を記した書類
- (4) 事業報告書、事業計画、事業等に関する印刷物等
- (5) 会計諸表（活動計算書、貸借対照表、財産目録）
- (6) 活動予算書
- (7) 認定基準に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- (8) 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記した書類
- (9) 役員報酬及び職員給与の支給に関する規程
- (10) 所轄庁から開示・閲覧要求された書類等
- (11) その他、理事長が特に認めたもの

2 次の情報は、当法人ホームページにおいて掲載し公開しなければならない。（定款第5条）

- (1) 定款（最新）
- (2) 事業報告書（過去3年分）
- (3) 活動計算書（過去3年分）
- (4) 貸借対照表（過去3年分）

3 当法人は、前項に掲げる情報について、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

(法人の責務)

第4条 当法人は、法人の保有する情報の積極的な公開に努めなければならない。

- 2 法人は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報（個人情報）がみだりに公に晒されないよう最大限の配慮を行わなければならない。

(利用者の責務)

第5条 情報の開示を申し出ようとするものは、この規程の定めるところにより、適正な申し出に努めると共に、情報の開示を受けた時は、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(情報開示の申出者)

第6条 何人もこの規程に定めるところにより、法人に対して情報の開示を申し出ることができる。

(開示の申出方法)

第7条 情報開示の申出は、当法人が定める「開示申出書」の提出にて行うものとする。

- 2 「開示申出書」に不備ある場合は、補正を求めることとする。補正が完了した申出書をもって正式な申出とみなす。
- 3 補正に応じない場合は、情報の公開は行わない。

(情報の非開示)

第8条 次の各項に該当する情報等は非開示とし、情報の公開・閲覧には応じない。

- (1) 法令等により、公にすることが出来ないと認められる情報。
- (2) 個人に関する情報（個人情報）で特定の個人を識別できる情報または公にすることにより個人の権益を害するおそれがある情報。
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報。
- (4) 公にすることにより、意見交換又は意思決定、特定の者に利益を与えまたは不利益をおよぼす情報。
- (5) 当法人の業務、事業推進に支障を及ぼすおそれのある次のもの。
 - ①調査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの。
 - ②会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって公開によって会議の適正な運営が著しく損なわれるおそれのあるもの。
 - ③契約、交渉または争訟に係る事務に関し、当法人の財産上の利益又は当事者の地位を不当に害し若しくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの。

- ④公にすることにより、当法人の人事管理の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ⑤その他、理事長が特に認めたもの。

(情報開示の方法)

第8条 情報の開示は、次のいずれかの方法により適切に行うものとする。

- (1) 文書、図画、写真……閲覧または写しの提供
- (2) フィルム……視聴または写しの提供
- (3) 電磁的記録等……視聴、閲覧、写しの提供

(費用の負担)

第9条 この規程による情報の開示に係る費用は原則無料とする。ただし、電磁的記録文書等の複製、印刷および文書の大量印刷の要請がある場合は、申出者との協議により有料で提供することも可とする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年1月20日から施行する。